

## 事前評価調書

I 事業概要																																	
事業名	交通安全施設等整備事業（視距改良）																																
地区名	一般県道 津島海津線																																
事業箇所	愛西市早尾町																																
事業のあらまし	<p>本路線は、愛西市中部を東西に横断し、津島市と愛西市西部を結ぶ道路であり、沿線には住宅が密集しているうえに通過交通も多く、自動車、歩行者ともに多いにもかかわらず、当該箇所において視距が確保されておらず、非常に危険な状態になっています。</p> <p>このため、線形を改良することにより、自動車、歩行者が安全かつ安心して通行出来るよう、整備を進めるものである。</p>																																
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>○視距を確保し、自動車交通の安全性の向上を図る。</p> <p>○歩行者の安全確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																
事業費	事業費		内訳																														
	0.21 億円		■工事費 0.08 億円、■用補費 0.05 億円、■その他 0.08 億円																														
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 27 年度	完成予定年度	平成 29 年度																											
事業内容	視距改良工事 L=40m																																
II 評価																																	
① 事業の必要性	1) 必要性	<p>カーブ区間において、地形上対向車が非常に見づらく、安全上必要な視距が確保されていない。</p> <p>また、カーブ区間において交差市道が接続しており、その交差市道からの車両等も見づらく、非常に危険である。</p>																															
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>前述の通り、現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。</p>																														
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>・視距改良</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="3">0.21 億円</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	工種 区分	調査・設計	←→			用地補償		←→		工事			←→	・視距改良			←→	事業費（億円）		0.21 億円		
			H27	H28	H29																												
工種 区分	調査・設計	←→																															
	用地補償		←→																														
	工事			←→																													
	・視距改良			←→																													
事業費（億円）		0.21 億円																															
2) 地元の合意形成	地元からの要望があり、地元の合意形成を得ている。																																
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>十分な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えられるため。</p>																															
III 対応方針																																	

事業実施	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】  【主な評価内容】 <input type="checkbox"/> 事業実施前後の通行車両の安全性の変化	

